

「西東京いこいの森公園」施設の一部使用中止について

みどり公園課 保 ( 電438 - 4045 )

昨年7月に「西東京いこいの森公園の騒音差止等の仮処分命令の申立」が住民の方よりされていましたが、10月1日に東京地裁八王子支部より仮処分の決定がされました。

市では、決定に基づき10月2日より噴水およびスケート広場でのスケートボードの使用を中止しました。

ご利用の皆さんには大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

仮処分の決定内容

噴水施設で水遊びをする人の発する声が、公園と住民宅との境界線上において、4月～10月までの午前10時～午後6時までの間、50デシベルを超える音量で到達する状態で、噴水を使用してはならない。

スケート広場においてスケートボードを使用する音が、公園と住民宅との境界線上において、午前10時～午後6時までの間、50デシベルを超える音量

で到達する状態で、スケートボードを使用させてはならない。

「市民まつり」で発生する音に関しては、今回の仮処分の対象となっておりませんので、予定通り開催します。

公園整備の経緯

西東京いこいの森公園（合併記念公園）は、旧2市の市民の融合を目指し「新市建設計画」の重点事業として取り組み、新市誕生に伴うシンボリックな公園として整備したものです。

整備にあたっては、「市民アンケート」の実施や、周辺住民の代表にも参加いただいた市民主体の懇談会を設置するなど、2年間をかけて検討しました。そして、検討内容を市民の皆さんに周知し、ご意見をお聞きしながら、施設の概要を決定しました。

仮処分決定に関する市の今後の対応につきましては、慎重に検討していきたいと考えています。

公園でのたき火は禁止！

公園はみんなの憩いの場所です。利用者一人ひとりがルールを守り楽しく使いましょう。

- \*落葉の季節ですが、市内の公園ではたき火はできません。
  - \*近隣に迷惑となるので、夜遊びや火遊びはやめましょう。
  - \*トイレはみんなできれいに、気持ちよく使いましょう。
  - \*トイレトーパーの持ち出しやいたずらはやめましょう。
  - \*便でトイレを汚したらすぐに自分でふき取りましょう。
  - \*ゴミや犬のフンは持ち帰りましょう。公園内へのゴミの持ち込みは厳禁です。
  - \*犬の引綱は短くしましょう。公園内で犬を放すことはできません。
  - \*野球、サッカー、ゴルフ等の球技はやめましょう。
  - \*公園は自分の家と思って、きれいに使いましょう。
- 公園樹木の落葉では、近隣にお住まいの方に大変ご迷惑をおかけしています。今後とも引き続き落葉清掃へのご協力をお願いします。
- みどり公園課 保 ( 電438 - 4045 )

清掃業者(下水道)の勧誘にご注意ください

「宅地内の下水を調査、清掃をします」と称して、清掃業者が市内の各所を巡回しています。その特徴は、あたかも市が依頼したかの印象を与えながら、あるいは、下水が詰まっているからと、不安感をあおりながら契約を迫るといったたぐいの勧誘をするものです。最近、このような事例についての問い合わせが数多く寄せられています。中には、強引に契約を迫られたといった情報も入っています。

宅地内の下水道(管)は、あくまで私有の施設です。このように市が個人宅の清掃を業者に依頼するようなことはありません。また、市が個人宅を訪問する際は、市の職員であることを明示しています。

万一、疑問に感じられる業者がお宅を訪問した場合等、不明なことがありましたらご連絡ください。

また、下水道(管)が詰まってしまったときには、清掃業者を紹介しますので、ご相談ください。

下水道課 保 ( 電438 - 4060 )

消費生活相談 Q & A

**Q** 住宅を新築する予定です。住宅性能表示制度の利用を勧められました。どのような制度ですか。

**A** この制度は、2000年4月より施行されている「住宅の品質確保の促進に関する法律(品確法)」の一環で、任意で利用できる制度です。国で定める一定の基準(構造の安定、高齢者等への配慮、省エネルギー等)を満たした住宅に、特別なマークを付した(住宅性能評価書)が交付されます。評価書は、国の登録を受けた「登録住宅性能評価機関」が、評価方法基準に従って住宅の評価を行い交付します。

この制度を利用する主なメリットは以下の通りです。

住宅の性能を表示する共通の

ルールがあるので相互比較しやすい。

第三者機関(登録住宅性能評価機関)による客観的な性能評価で信頼性を確保しやすい。

評価書を添付して契約を交わした場合はその内容(住宅性能)が契約内容として保証される。

性能評価を受けた住宅に関わるトラブルは、国が指定する弁護士会等(指定住宅紛争処理機関)に紛争処理を申請することができる。

一般的には制度を利用する場合、建築請負契約を結ぶ工務店等が代理で申請をします。設計段階での申請、施行・完成段階での検査等は費用がかかります。詳細は、国土交通省HP、または下記へお問い合わせください。

消費者センター( 電425 - 4040 )

住宅性能表示制度って何？

都営住宅の入居者 (東京都直接募集・西東京市地元募集)

今回の募集は、東京都直接募集・西東京市地元募集を行います。それぞれ入居資格や配布期間が異なりますので、ご注意ください。

～ 東京都直接募集 ～

- 家族向・単身者向 .....1534戸 (一般募集住宅)
- 定期使用住宅 .....200戸 (若年ファミリー向)
- 定期使用住宅 .....30戸 (多子世帯向)
- 若年ファミリー向 .....25戸
- <募集案内の配布・受付>
- 配布期間 11月1日(木)～9日(金) (土・日曜日を除く)
- 配布場所 都市計画課、田無庁舎2階口ビー、谷戸・中原・柳橋の各出張所(土・日曜日を除く午前8時30分～午後5時)
- 都内各区・市役所等でも配布。
- 11月3日(土)・4日(日)は、午前9時30分～午後5時に、都庁第一庁舎1階・東京都住宅供給公社募集センターでも配布。また申込書配布期間中

- のみ下記公社HPから入手できます。
- HP <http://www.to-kousya.or.jp/>
- ☎ 11月13日(火)(必着)までに渋谷郵便局へ郵送
- ☎ 東京都住宅供給公社募集センター (電03 - 3498 - 8894) 募集案内の配布期間中は(電0570 - 010810)
- ～ 西東京市地元募集 ～
- 家族向 .....1戸
- <募集案内の配布・受付>
- 配布期間 11月19日(月)～28日(水) (土・日曜日、祝日を除く)
- 配布場所 都市計画課(保谷庁舎5階) 田無庁舎2階口ビー、谷戸・中原・柳橋の各出張所(土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時)
- ☎ 12月3日(月)(必着)までに〒202 - 0013市役所都市計画課へ郵送
- 都市計画課 保 ( 電438 - 4051 )

市民相談室をご利用ください

田無庁舎、保谷庁舎にある市民相談室では、一般市民相談のほか、各種専門家による専門相談を開設しています。すべて無料で、秘密は守られますので、安心してご利用ください。

\*一般市民相談

日常生活の中での悩み事、困った事や専門機関の紹介等について、市の職員等が相談に応じます。

\*専門相談内容(担当者)

- 法律相談(弁護士)
- 相続、離婚、金銭貸借、損害賠償等、日常生活上の法律に関する相談
- 人権、身の上相談(人権擁護委員)
- 人権侵害、家庭内のもめ事、近所関係等に関する相談
- 税務相談(税理士)
- 相続税、贈与税、不動産取得税、所得税等の税務に関する相談
- 交通事故相談(弁護士)
- 交通事故の損害賠償問題、示談の方法、保険の手続き等に関する相談
- 不動産相談(宅地建物取引主任者)
- 土地・建物等の不動産取引、借地借家等に関する相談
- 登記相談(司法書士)
- 土地・建物の名義、抵当権の設定、所有権移転登記、仮登記、法人登記等登記に関する相談
- 表示登記(土地家屋調査士)
- 土地の分筆、地目変更、隣家との境界等に関する相談
- 年金・労災・雇用保険・人事一般相談(社会保険労務士)
- 年金、労災、雇用保険、人事一般に関する相談
- 行政相談(行政相談委員)
- 国の行政機関等の仕事に対する苦情、意見、要望等に関する相談
- 相続・遺言・成年後見等手続き相談(行政書士)
- 官公庁に提出する各許認可・申請の手続き・権利義務に関する書類や事実証明に関する書類の作成に関する相談(遺言、相続、分割協議書、成年後見制度等)

専門相談は、原則として30分以内です(人権・身の上相談は60分) すべて予約制ですので、相談日を5面「無料相談」掲載欄で確認のうえ、希望する庁舎の市民相談室までお問い合わせください。

☎市民相談室 ☎( 電460 - 9805 )・ 保 ( 電438 - 4000 )